

No.	質 問	回 答
1	エアコンと冷蔵庫をそれぞれ買換えましたが、両方とも補助金の対象となりますか？	<u>対象になりません。</u> いずれか1台のみが対象となります。 (交付要綱第3条第2項)
2	令和8年1月31日までに省エネ家電の設置が完了しなくても大丈夫ですか？	<u>設置が完了し、令和8年1月31日までに必要書類を全て揃えて交付申請兼実績報告書を提出することが条件です。</u> (交付要綱第5条第1項)
3	業者さんの都合等で、納品が令和8年1月31日以降になると言われました。補助対象となりますか？	<u>対象になりません。</u> 令和8年1月31日までに必要書類を全て揃えて交付申請兼実績報告書を提出することが条件です。余裕を持った準備をお願いします。
4	交付申請兼実績報告書の提出は行いましたが、書類の不備や未添付書類がありました。修正や提出が令和8年1月31日以降となってしまうのですが、大丈夫でしょうか？	交付申請兼実績報告書は、不備がなく全ての添付書類の提出をもって申請となるので、不備の修正や未添付書類の提出が、令和8年1月31日以降となった場合は、補助対象外となります。余裕を持った準備をお願いします。
5	ネットで注文しましたが、補助対象となるのでしょうか？	購入先が、市内の家電販売店等であれば補助対象となります。 (交付要綱第3条第1項)
6	市内の家電販売店等で購入し、知人に費用を払い設置をしてもらいました。設置費は補助対象となりますか？	<u>対象になりません。</u> 補助対象となるのは、購入、設置いずれも市内の家電販売店等に依頼した場合のみとなります。購入費に関しては対象となります。 (交付要綱第3条第1項)
7	市内の個人事業主から購入、設置した場合は補助対象になりますか？	<u>対象となります。</u>
8	市外で購入し、市内の家電販売店等で設置してもらいました。設置費は補助対象となるのでしょうか？	<u>対象になりません。</u> (交付要綱第3条第1項)
9	市外に本社がある量販店等の市内店舗で購入し、設置は市内の個人店等で行いました。補助上限額はいくらになりますか？	購入店で判断するので、補助上限額は2万5千円となります。
10	なぜ、住宅省エネリフォーム補助金を使用していると補助対象外なんですか？	当補助金も含めて、財源が国の同一臨時交付金を利用しているためです。より多くの方に臨時交付金を財源とした補助事業を利用していただくために、対象外としました。
11	商品券やポイントを利用して支払いをした場合、補助対象になりますか？	補助の対象となります。 会計方法については、現金、クレジットカード、商品券、ポイント等の手段は問いません。実際に支払った金額（領収書の額）の内の対象項目が補助対象経費となります。
12	令和7年6月10日以前に注文していたものも対象になりますか？	<u>購入日（支払日）と設置日、家電リサイクル券の日付等、申請兼実績報告書に添付する書類が、令和7年4月1日以降であれば補助対象となります。ただし納税証明請求書に関しては、当補助要綱告示日（R7.6.3）以降の証明（市税務課）であれば問題ありません。</u>
13	令和7年6月10日以前に購入したので、買換え前の写真が用意できません。どうしたらよいですか？	令和7年4月1日から6月10日までの間に買い換えたことが確認できる場合に限り、買換え前の写真の添付は不要です。ただし、その他の添付書類は全てご用意ください。

No.	質 問	回 答
14	申請は各支所でもできますか？また、申請書や交付要綱等はどこで受け取れますか？	<u>できません。</u> 申請窓口はエコクリーンセンター（高田町六丁目915-2）の2階環境衛生課のみとなります。郵送での受付も可能です。申請書等は市ホームページ（ https://www.city.tokamachi.lg.jp/soshiki/kankyoenergybu/kankyoeiseika/3/gyomu/8983.html ）で入手するか、申請窓口で受け取れます。
15	補助金は予算がなくなったらどうなりますか？	予算がなくなった時点で終了となります。申請は先着順で、添付書類が全て揃った順番となります。
16	市税の未納がないことを証明する書類とはなんですか？	ホームページに掲載している納税証明請求書（様式第50号の2）に住所、氏名を記載し、 <u>市税務課で証明印を受けたものを提出してください。</u> （交付要綱第5条第1項(4)）
17	この補助金は、来年度もありますか？	今年度で終了予定です。 （交付要綱付則）
18	古いエアコンを処分し、省エネ冷蔵庫を購入、設置しました。補助対象になるのでしょうか？	<u>対象になりません。</u> 入れ換えが目的なので、同一品目としてください。冷凍庫から冷蔵庫（逆も含む）への買換えは、用途（食料保存等）が同じですので対象になります。（入れ替えを行わず新規で購入、設置する場合も対象外となります）
19	店舗兼住宅の店舗部分の省エネ家電の買換えは対象になりますか？	<u>対象になりません。</u> 店舗部分は対象になりませんが、住居スペースにかかる部分であれば対象となります。判断に迷う場合は事前に相談をお願いします。
20	冷風機等、住宅に固定してない冷房家電からエアコンに買い替える場合は対象となりますか？	<u>対象になりません。</u> その場合は、新規での購入、設置の取扱いとなります。住宅に固定してあるエアコンから省エネエアコンへの入れ替えが対象となります。
21	買い替えたエアコンの設置場所を変えた場合は補助対象となりますか？	補助対象となります。 新規（台数が増える）の場合は補助対象外となりますのでご注意下さい。
22	写真はどの程度必要ですか？	既存の撤去前が1枚、買換え品の設置後が1枚でよいです。
23	申請は窓口のみですか？	申請兼実績報告の提出は添付書類を添えて、環境衛生課（エコクリーンセンター）へ直接お持ちいただくか、郵送でご提出下さい。 補助金請求書は、添付書類を添えてメールでの提出でも可能ですが、必ず受信確認を行って下さい。（メール送信後、3営業日以内に受領確認のメールが届かない場合は電話にてご確認をお願いします）
24	住宅省エネリフォーム支援事業補助金でエアコンを買換えました。今回、冷蔵庫を買い替えようと思いますが、補助対象になりますか？	<u>対象になりません。</u> 過去に住宅省エネリフォーム支援事業補助金を利用した住宅に居住する方は、補助対象者となりません。 （交付要綱第2条第1項(3)及び(4)）
25	令和5年度に省エネ家電等買換促進補助金でエアコン（冷蔵庫）を買換えました。今回、冷蔵庫（エアコン）を買換えようと思いますが、補助対象になりますか？	<u>対象になりません。</u> 過去に省エネ家電買換え補助金を利用した住宅に居住する方は、補助対象者となりません。 （交付要綱第2条第1項(3)）
26	領収書はレシートでもいいですか？	支払いを証するものであればレシートでも問題はありませんが、支払い内訳・購入品名・発行者の記載がない場合は、確認できる書類が別途必要となります。
27	既存家電の撤去費は対象になりますか？	<u>対象になりません。</u> 撤去（取外しや運搬費等）や処分（リサイクル料）に関する費用は対象となりません。 （交付要綱第3条第1項）

No.	質 問	回 答
28	同一住所の2世帯住宅で、完全に世帯が分かれている場合、各世帯で申請はできますか？ また、同一住居で世帯が分かれている場合は各世帯で申請はできますか？	同一住所であっても、2世帯住宅で完全に生計が分かれている場合は、各世帯ごとの申請は可能ですが、住民票の提出が必要です。 また、同一住居で世帯分離している場合、完全に住居スペースが分かれている場合は上記と同様ですが、そうでない場合や、共用している家電での申請は、補助対象者が使用者となることから同一住居者で1申請となります。 同一住所で、複数申請がある場合は事前にご相談をお願いします。（必要により住民票以外の必要書類をご提出いただく場合がございます）
29	ウインド型エアコン（窓用エアコン）は補助対象になりますか？	ウインド型エアコンは省エネラベリング制度の適用対象外製品です。<u>対象になりません。</u> ※ウインド型エアコンを処分して、普通の（室内機と室外機が別々のセパレート型）エアコンに買い替えた場合も<u>対象になりません。</u>
30	ワインセラーは冷蔵庫として補助対象になりますか？	ワインセラーは省エネラベリング制度の適用対象外製品です。<u>対象になりません。</u> ※ワインセラーを処分して、普通の冷蔵庫又は冷凍庫に買い替えた場合も<u>対象になりません。</u>
31	冷凍庫は補助対象になりますか？	省エネラベリング制度の適用対象製品のため、カタログ等の省エネラベルで補助要件を満たすことが確認できれば対象となります。